

宗教法人法 23 条に基づく申請に関して（添付書類等）

* 日本基督教団事務局発行の「宗教法人の諸手続き」中、「宗教法人の基本財産に関する手続き」のこと。

○23 条申請

・ 宗教法人法と貴教会規則から分かる、23 条申請の流れは以下の通りです。

- ① 責任役員会開催（可決）
↓
- ② 教会総会告示（告示の方法は規則に従っているか、告示期間を満たしているか注意する。）
↓
- ③ 教会総会開催（可決）
↓
- ④ 公 告 （公告の方法は規則に従っているか、広告期間を満たしているか注意する。）
↓
- ⑤ 23 条申請を提出する
↓
- ⑥ 教区承認
↓
- ⑦ 教団同意
↓
- ⑧ 登 記
↓
- ⑨ 登記完了届けを教区、教団に提出

・ 申請書様式及び添付書類に関して

① 鑑文

- ・ 提出の日付は、今後実際に教区に提出する日付としてください。
- ・ 「物件の表示」は、添付書類の該当箇所と一致することになります。この部分を間違えやすいので、ご注意下さい。内容は、「宗教法人の諸手続き」中、「主要境内地・境内建物取得（新築・改築・増築・移築）についての公告」を。参考にしてください。
- ・ 用紙は、A4判を使用してください（最後に袋綴じにします）。他の添付書類も同様ですが、A4版で複数ページに渡るものは、すべてA3判とします。

② 新築物件の明細（A4判）

③ 責任役員会議事録写

- ・ 議事経過の中で、「物件の表示」を必ず入れてください。
- ・ 出席者全員の署名捺印は、写ですから、印をおしてある必要はありません。氏名と㊟で結構です。
- ・ 原本証明をつけて下さい。こちらには、印を押してください。

④ 総会議事録写

- ・ 責任役員会議事録写と同様、議事経過の中で、「物件の表示」を必ず入れてください。
- ・ 議長、書記の署名捺印は、写ですから、印をおしてある必要はありません。氏名と㊟で結構です。
- ・ 原本証明をつけて下さい。こちらには、印を押してください。

⑤告示

- ・週報で総会を告示している場合は、その週報（期間分）を添付します。

⑥公告

- ・週報で公告をしている場合は、その週報（期間分）を添付します。

⑦公告確認証明書

- ・公告の期間にご注意下さい。総会以降、定められた期間公告をした証明ですので。
- ・4部提出ですので、原本をコピーし、原本証明をつけてください。

⑧その他添付書類

- ・建物案内図（位置図）…近隣の地図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・資金計画書
- ・工事見積書
- ・工事請負契約書…要、原本証明
- ・確認通知書…要、原本証明

以上です。提出部数は、4部です。